

UBC情報



発行：2022年12月1日

No. 270

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

年末調整の準備は進んでいますか？
年明けの源泉税の納期限は、1月10日（火）
（納期特例を受けている場合は、1月20日（金））です。

今年は改正点はありません。下記にポイントをまとめていますので、従業員からの書類収集など、早めに準備を進めましょう。

トピックス

年末調整を実施する際のポイント

◆年末調整の対象者

原則として「扶養控除等申告書」を提出し、年末まで勤務している方が対象となりますが、給与総額が2,000万円を超える方などは対象外です。なお、給与以外の所得があるなどで確定申告をする方でも、対象者は年末調整を行います。

◆年末調整の対象となる給与

1～12月までに支払うことが確定した給与です。年の中途で就職した方が前勤務先から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。なお、従業員に支給した休業手当も含めます（国から労働者に直接給付される新型コロナ休業支援金は含めません）。

◆扶養控除等（異動）申告書

この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、控除対象扶養親族の数などに異動がある場合は異動申告が行われているかを確認します。

◆基礎控除申告書

合計所得金額2,500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◆配偶者控除等申告書

合計所得金額1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合に記載します。

◆所得金額調整控除申告書（※1）

給与収入850万円超で、要件（23歳未満の扶養親族がいる等）を満たす方が所得金額調整控除を受ける場合に記載します。

◆保険料控除申告書

生命保険料や地震保険料などを支払った方は証明書を添付等して提出します。

（※1）所得金額調整控除は、給与収入850万円超の方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合が対象となります。

これらの要件を満たす場合、給与収入から850万円を控除した金額の10%（15万円が限度）を給与所得から控除できます。給与収入が850万円を超えるかどうかの判定は、年末調整の対象となる主たる給与等（扶養控除等申告書の提出先から受ける給与等）により行います。

◆所得金額調整控除を適用する際の留意点

・共働き世帯における適用……夫婦ともに給与収入が850万円を超えており、23歳未満の扶養親族を有する場合は、夫婦の両者とも所得金額調整控除を適用できます。なお、扶養控除については夫婦のどちらか一方しか適用できません。

・給与収入が850万円超になるか不明な場合……給与収入が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合でも、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は「所得金額調整控除申告書」を提出します。なお、850万円以下であった場合は、控除が適用されることはありません。

国税のスマホアプリ納付を利用する場合は

12月1日から国税の「スマホアプリ納付」が利用開始となります。これは、「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する手続です。

事前手続は不要ですが、利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です（一度の納付での利用上限金額は30万円）。

なお、専用サイトへのアクセスは1日から可能となりますが、フィッシング詐欺対策のため国税庁HP等からアクセスするようにします。



休眠会社等に対する「みなし解散」の登記

株式会社の取締役の任期は最長10年（原則2年）のため、少なくとも10年に一度は変更の登記を行います。また、一般社団法人等の理事の任期は2年のため、2年に一度は登記をします。

法務局は、最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等の整理作業のため、該当する会社等に通知をした上で、本年12月13日までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしていない場合は、「みなし解散」の登記をします。



月60時間超に対する割増賃金率改定

法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える時間外労働の割増賃金については、平成22年4月に施行された改正労働基準法により月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられましたが、中小企業への適用は猶予されており25%以上に据え置かれています。

この猶予期間が来年3月で終了し、4月以降は中小企業でも月60時間超の時間外労働に対して50%以上で計算した割増賃金を支払わなければなりません。そのため、労働環境の見直しや就業規則の変更など、早めに対応する必要があります。

なお、引上げ分（25%）の割増賃金の支払に代えて有給休暇を付与することもできます。

一般NISAの非課税期間終了時の取り扱い

平成30年（2018年）に一般NISA口座で購入した上場株式や株式投信等は、年末で5年間の非課税期間が終了となります。口座内の上場株式等を売却しないで保有し続ける場合は、①ロールオーバー（翌年の非課税投資枠に移管）するか、②特定口座等の課税口座に移管するかを選択できます。

◆ロールオーバーを選択する場合は

非課税期間が終了する一般NISA口座内の上場株式等を、令和5年の一般NISA口座に移管する「ロールオーバー」を選択する場合は、引き続き譲渡益・配当等が非課税となります（手続が必要）。

この場合、令和5年分の非課税投資枠（120万円）を使用するため、ロールオーバーする上場株式等の金額分（年末の最終営業日の時価）だけ非課税投資枠が少なくなります。また、上場株式等の時価が120万円を超える場合でも、すべてロールオーバーできますが非課税投資枠は使い切ります。

なお、一般NISA口座からつみたてNISA口座へのロールオーバーはできません。

◆課税口座に移管する場合の注意点

ロールオーバーをしなかった上場株式等は課税口座に移管され、その後生じた譲渡益・配当等は課税されます（譲渡損失は損益通算や繰越控除が可能）。

この場合、年末の最終営業日の時価が課税口座における上場株式等の取得価格となるため、注意が必要です。例えば、一般NISA口座で当初100万円で購入し、年末の時価が70万円に値下がりした上場株式等を課税口座に移管した場合、取得価格は70万円となります。そのため、移管後に70万円超で売却した場合は譲渡益が生じて課税されます。

編集後記☆彡

今年も残すところあと1か月です。当社では年の初めに、全社員の前で各自の決意表明を行います。この時季になると今年の目標は達成できたかな？と振り返りつつ、来年の目標を考え始めます。年末調整で慌ただしい日々となりますが、志は忘れずに日々頑張っていきたいと思えます。

発行元 ㈱ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 270

発行： 2022年
12月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL： 0836-33-6717
FAX： 0836-33-6753
Mail： info@ubc-net.com
URL： http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会
（一社）全国地域医業研究会

連携推進法人 (介護)

連携推進法人の設立推進を求める ～財政審が介護経営大規模化で提言～

同じ目的意識を持つ社会福祉法人等が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる「社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」と言います。）」制度は本年4月1日から施行されましたが、京都府、大阪府、兵庫県、千葉県で各1法人認定され、全国で4法人となったことを厚生労働省が10月17日の社会保障審議会介護保険部会で明らかにしました。

財務省の財政制度等審議会財政制度分科会は、介護について経営の大規模化・協働化を進め、業務の効率化を図るよう改めて提言しました。連携推進法人が4件設立されていることも示し、事例を挙げて制度を周知し、設立をさらに推進することを求めました。

11月7日開催の分科会では、社会保障改革について議論されました。介護費の増大を抑え、制度の持続可能性を高めることが課題になっているとし、提言はこれまで繰り返して主張してきた項目が大半で、今回はより強く見直しを迫っています。

利用者負担については原則1割から2割にすること、2割・3割負担の対象を拡大することなどを求め、2024年度からの実施に向けて早急に結論を出すように促しました。

また、要介護1・2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行について、24年度からの実施を求めつつ、段階的にでも移行するよう迫りました。

そのほか、ケアマネジメントへの利用者負担の導入、老人保健施設などの多床室の室料負担見直しなども要請しました。

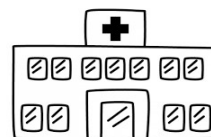
これらの提言項目は、来年の介護保険法改正に向けた議論をしている厚生労働省の「社会保障審議会介護保険部会」で論点に挙がっています。

部会のこれまでの議論では、65歳以上の人の介護保険料を個々の所得に応じて負担してもらう「応能負担」を強化する方向性が示されています。

要介護1・2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行は、まず要支援者の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行（17年4月に全市町村で実施）の効果検証、体制拡充を優先すべきだとする委員の発言が目立っています。部会は年内に議論を取りまとめる方向です。（福祉新聞）

医療

医業収益増収は全体の4分の1に 2022年度上半期の病院経営動向



福祉医療機構（WAM）は10月7日、病院経営動向調査（2022年9月）の結果を公表しました。2022年度上半期の医業収益について、対前年度に比べて増収を見込む病院は4分の1、減収を見込む病院は3分の1強となっています。

2022年度上半期（4月～9月）の医業収益の見込みを聞いたところ、全体の病院（265施設）のうち、増収（5%以上）を見込む病院は25.0%、横ばいを見込む病院は39.4%、減収（5%以上）を見込む病院は35.6%の回答となりました。（地域医業研究会）



社会福祉法人財務偏差値システムの運用を開始

～総合福祉研究会社会福祉法人財務分析プロジェクトチーム・横浜市立大学の共同開発～

横浜市立大学国際商学部の黒木淳准教授（大学院データサイエンス研究科）らの研究グループは、一般財団法人総合福祉研究会の社会福祉法人財務分析プロジェクトチームとの連携のもとで、約20,000の全社会福祉法人の財務諸表データを用いた財務偏差値システムを研究開発しました。

本研究成果は、社会福祉法人財務分析プロジェクトチームとプログラム利用契約書を締結し、総合福祉研究会の会員や非会員の社会福祉法人に対して、検索を希望する社会福祉法人の財務偏差値について、本システムを利用して経営改善に向けた参考情報を提供します。

研究成果のポイント

- 科学的知見に基づき、法人の意思決定に有用な7つの指標を選定
- 介護・保育・障害などの主要な福祉サービスごとに法人を独自に分類し、法人ごとの財務偏差値を算定
- 法人が財務偏差値を見ることで財務指標に対して関心の薄い部分、満足している部分を知ることができ、自律的に経営改善を促すことを支援

【研究背景】

2016年に社会福祉法の改正がおこなわれ、社会福祉法人における財務諸表の収集と開示が進んできました。法改正では、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、法人による財務規律の強化を目的とした社会福祉法人制度改革が実施されました。これらの目的を達成するために、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによって財務諸表等の開示が進み、膨大な情報が出ています。しかし、これらの財務諸表等をどのように用いることができれば社会福祉法人の自律的な経営改善の強化につなげることができるのかについては課題が残されていました。

【研究内容】

本研究グループは、社会福祉法人財務分析プロジェクトチームと2019年度から開発を進め、社会福祉法人の経営者が財務諸表等を用いる場合には、①30以上もの財務指標が開示され、情報量が多すぎることで、②法人ごとの比較対象となる目標値が不明瞭であることで、の2つの課題があることを整理しました。

そこで、成功を経験し、失敗を避けたいという欲求によって動機付けられるレベルのことであるアスピレーション・レベル (Weiner 1989) の理論を参考にして、研究開発を進めました。アスピレーションとは熱意や動機のことを意味します。財務業績の実績値が熱意や動機をもたらすアスピレーション・レベル (目標値) を超えていることから、経営者が財務業績の実績値に満足している、あるいは関心を持たない状態のことをアスピレーションの欠如 (lack of aspiration) と定義し (黒木ほか 2020)、社会福祉法人の経営者においてもアスピレーションの欠如が起きている可能性を検討したうえで、以下の2つを実施しました。

第1に、全社会福祉法人の財務諸表データを用いて考えうるすべての財務指標を主成分分析によってカテゴライズし、またヒアリングおよびサーベイに基づき、社会福祉法人の財務面での自律的な経営改善を促すための7つの財務指標を選定しました。第2に、法人ごとの比較対象となるアスピレーション・レベルを同一都道府県・同一福祉サービスを提供する主体として定め、7つの財務指標について偏差値を算定しました。これらをBI (business intelligence) ツールを用いて可視化することで、社会福祉法人の経営者が自法人の財務状況や財政状態を簡単に把握することができ、アスピレーション (熱意や動機) を高めることのできるシステムを開発しました。

【今後の展開】

本研究開発によって、社会福祉法人に対して7つの財務指標のアスピレーション・レベルを提示することで、財務指標に対するアスピレーションを刺激でき、社会福祉法人による福祉サービス利用者へのサービスの質が高まるとともに、持続可能な経営を達成できることを期待しています。

本システムは社会福祉法人全体の財務偏差値ですが、今後、社会福祉法人における拠点別の財務偏差値も算定し、情報提供を開始する予定です。(横浜市立大学HP)